

次期生物多様性しが戦略（骨子案）について

策定の経緯

- 県では、平成27年（2015年）3月に生物多様性しが戦略を策定し、生物多様性の保全や持続可能な利用を目指す取組を推進
- 令和4年12月に生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、これを受けて、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定
- 新たな世界目標と国家戦略を踏まえて、次期生物多様性しが戦略を策定

構成

- 1 はじめに
 - ・ 生物多様性（3つの多様性）、恵み（4つの生態系サービス）と脅威（4つの危機）
 - ・ 2024～2030年度を取組期間とし、対象区域は県全域
- 2 現状と課題
 - ・ 県における生物多様性の現状と課題
- 3 ふりかえり
 - ・ 現行戦略の取組（2020年の短期目標）の点検・評価
- 4 目指す姿
 - ・ 長期目標（2050年）と短期目標（2030年）を設定
- 5 取組方針
 - ・ 短期目標に向けた取組方針として、保全・活用・行動の3つを位置づけ
- 6 行動計画
 - ・ 取組方針に基づき、状態目標、行動目標、施策を記した行動計画を作成
 - ・ 生態系のタイプや生物多様性の特性・機能に係る情報を図示化。各地域での保全の取組にも活用
- 7 各主体の役割・進め方
 - ・ 保全・活用・行動の担い手として、県民、団体、事業者、行政、教育機関および研究機関を位置づけ、相互連携を促進
 - ・ MLGsをはじめ、既存のプラットフォームも活用

次期生物多様性しが戦略（骨子案）の概要



1 策定趣旨

- 新たな世界目標や国家戦略に対応し、滋賀の自然と社会・経済活動の基盤を確保するための地域戦略

2 ポイント

- 企業や地域等が主体となった保全地域 (OECM)の拡大促進や、希少種の保護、外来種・鳥獣害対策などにより、滋賀の豊かで健全な生態系を保全・回復するとともに、その恵みを持続的に享受できる暮らしや多様な文化を将来に継承
- 相互に関係する気候変動対策や循環経済の取組とも軌を一にしつつ、自然環境や生物多様性を着実に保全するとともに、これらの積極的な活用を図ることで、更なる保全につなげる好循環を生み出す社会・経済活動を推進

3 全体像

【長期目標(2050年)】 **自然と人との共生する社会**

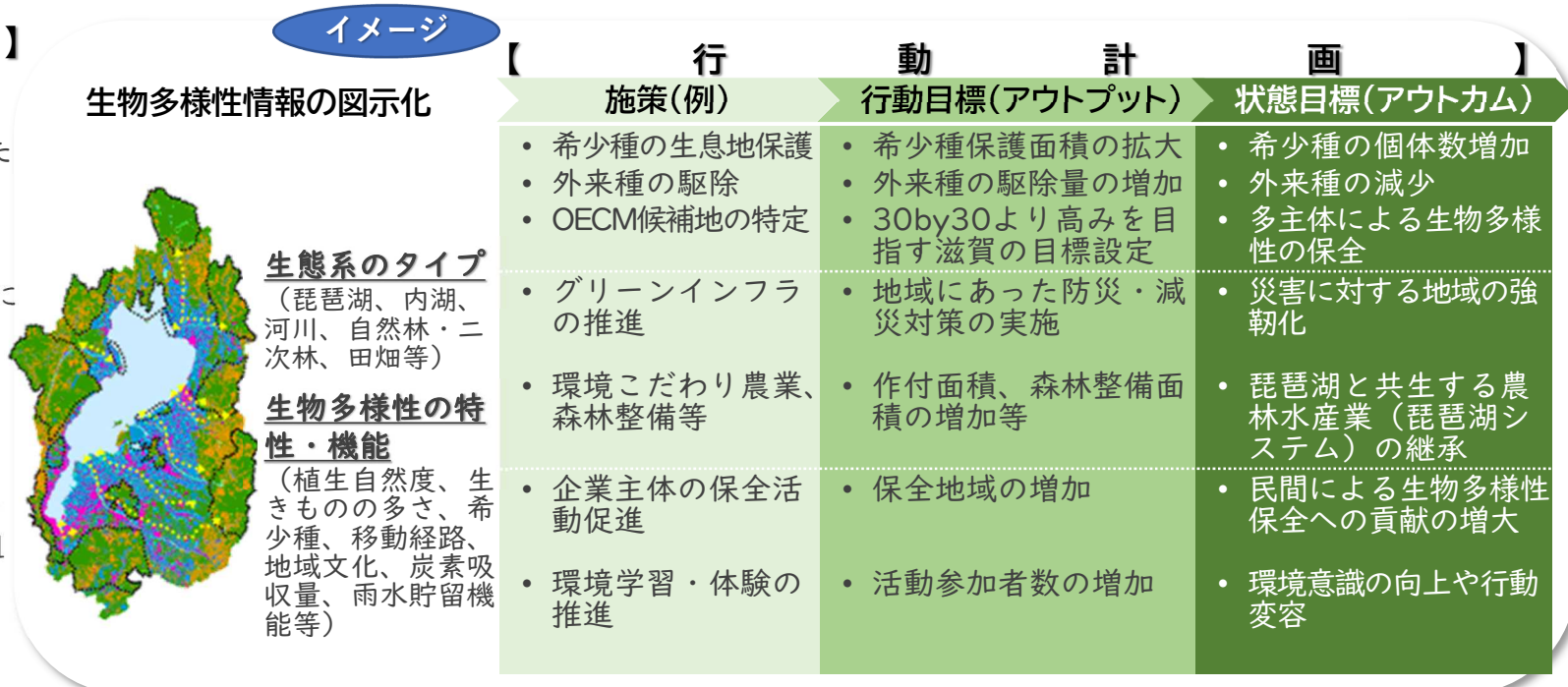
【短期目標(2030年)】 **生物多様性の損失を止め、回復軌道にのせる(ネイチャーポジティブ:自然再興)**

【取組方針】

生態系の回復に向けた
「保全」

自然の恵みを持続的に
享受していくための
「活用」

生物多様性の視点を
社会・経済活動に組み
込んでいく
「行動」



※30by30目標・・・2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標
 ※OECM・・・法令による保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（例：企業緑地、社寺林等）



1 はじめに

(1) 策定趣旨

- **生物多様性とは**
(3つの多様性) ①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝的多様性
- **生物多様性による恵み**
(4つの生態系サービス) ①供給サービス(資源の提供)、②調整サービス(気候や自然災害の防止)、
③文化的サービス(景観、風土)、④基盤サービス(土壌、光合成による酸素)
- **生物多様性への脅威**
(4つの危機) ①開発等人間活動による危機、②自然に対する働きかけの縮小による危機、
③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球環境の変化による危機
- **生物多様性の保全・回復に向けた国内外の新たな動向**
新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の合意(令和4年12月)
「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定(令和5年3月)

(2) 位置づけ（別紙）

- 生物多様性基本法第13条の規定に基づく地域戦略
- ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第8条の規定に基づく基本計画
※ 琵琶湖保全再生施策に関する計画やマザーレイクゴールズ(MLGs)と整合

(3) 取組期間

- 令和6(2024)～令和12(2030)年度

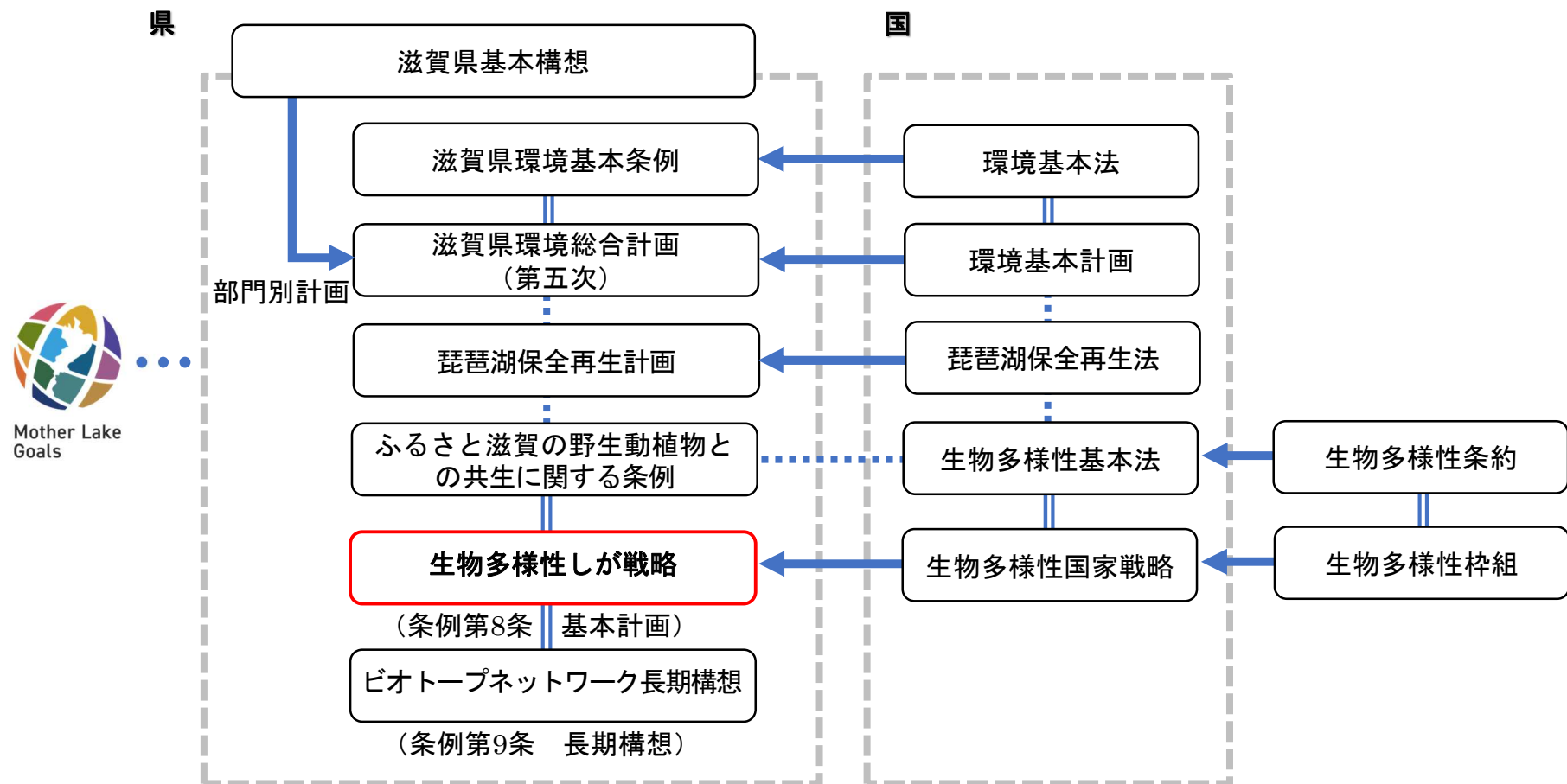
(4) 取組対象区域

- 滋賀県全域

次期生物多様性しが戦略（骨子案）



（別紙 戦略の位置づけ）





2 現状と課題

(1)琵琶湖・沿岸域

- 琵琶湖の水質は全窒素、全リンで改善傾向
- 琵琶湖漁業全体の漁獲量は大きく減少し、ホンモロコなどに増加の兆しがみられるものの、依然、低水準
- 南湖の水草は、1930年代から1950年代の状態（南湖全体面積の4～6割）の継続を目指しており、令和4年度に達成
- オオクチバスやブルーギルの生息量は減少傾向、2000年代末から急増したオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウは生育面積のピークを脱し、低密度状態の維持が課題

(2)市街地・農村・山林地域

- 開発などにより生きものの生息・生育環境が劣化・消失、自然と人との関係の希薄化により里山等が荒廃、侵略的外来種やニホンジカ、カワウ等が増加する一方で、一部の在来種は減少
- 過疎化や高齢化の進行による森林や農地を支える担い手の減少、耕作放棄地や手入れ不足の森林の増加や獣害等を受けて、水源涵養等の多面的機能の低下を防ぐため、農地、林地の保全・整備が必要

(3)森川里湖のつながり

- 河川・河畔林の生態回廊など、生きものの生息・生育場所（ビオトープ）の保全・再生、相互のつながりの形成（ネットワーク化）が重要であり、生態系や水質の保全といった内湖機能の再生に係る調査を踏まえ、琵琶湖生態系の回復に向けた取組につなげていくところ
- 水源涵養機能などの下流域にも及ぶ森林の多面的な機能を持続的に発揮させるためには、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進めていくことが必要



3 ふりかえり

(1) 現行戦略における目標

- 長期目標 (2050年)** 滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人々が共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。
- 短期目標 (2020年)**
- ① 生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。
 - ② 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。
 - ③ 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広まっている。
- 行動計画 (2020年)** 各短期目標の達成に向けた行動計画を位置づけ、その状態をモニタリングする指標として、全29の指標を設定

(2) 短期目標の点検・評価(詳細は別紙)

【評価方法】 行動計画の目標達成状況を、「達成:○」「ほぼ達成(80%超):△」「達成せず:×」で点検・評価

【評価結果】 達成、ほぼ達成の割合は約6割(達成8、ほぼ達成8、達成せず9(※事業廃止等による評価外5項目を除く))

- レッドデータブックの更新や巨樹巨木の保全などの取組が進んだ一方、在来魚種の漁獲量は十分な回復には至らず、オオバナミズキンバイ等外来水生植物対策やニホンジカの個体数調整が引き続き必要 (①)
- 次世代のリーダー「ラムサールびわっこ大使」育成の取組等は進んだが、社会経済活動への組込みを評価する生物多様性取組認証制度への参画促進が引き続き必要 (②、③)

【短期目標の評価結果一覧】

短期目標	項目数			
	達成 ○	ほぼ達成 (80%超) △	達成せず ×	評価外 (※) —
I	7	5	7	1
II	0	2	1	1
III	1	1	1	2
計	8	8	9	4

(※)事業廃止等による評価外

短期目標ごとの評価

(短期目標 I) 生物多様性の危機に対する緊急の取組の実施

(1)生物との適切な関係 (減りすぎ対策、増えすぎ対策) 達成(O) 4 ほぼ達成(Δ) 1 達成せず(X) 5

(1)生物との適切な関係(減りすぎ対策、増えすぎ対策)

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
1 滋賀県レッドデータブックの公表	—	—	H27,R2更新	H27,R2更新	○	—
2 指定希少野生動植物種の指定	種	31	37	35	Δ	35(R4)
3 ニゴロブナの漁獲量	t	48	75	40	×	48(R3)
4 セタシジミの漁獲量	t	28	130	37	×	48(R3)
5 ホンモロコの漁獲量	t	14	60	33	×	25(R3)
6 外来種リストの作成	—	—	作成、啓発	作成、啓発	○	—
7 指定外来種の指定	種類	16	19	19	○	19(R4)
8 オオバナミズキンバイの生育面積	m2	65,000	根絶	32,200	×	50,400(R4)
9 ニホンジカの生息数	頭	47,000~ 67,000	半減	41,576(R1)	×	—
10 狩猟免許所有者の人数	頭	2,042	2,100	2,310	○	2,446(R3)

[減りすぎ対策]

- 毎年、生きもの総合調査を実施し、野生生物のレッドデータブックとして5年ごとに公表
- 条例に基づき、特に保護を図る必要がある希少野生動植物種を指定
- 在来魚種の漁獲は、全体として大きく減少しているが、ホンモロコなどに増加の兆しがみられる

[増えすぎ対策]

- オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウは、2000年代末から急増し、ピークを脱したものの、低密度状態に向けて継続的な対策が必要
- ニホンジカについては、2013年度と2019年度を比較すると減少しているが、特に湖北地域で森林下層の植生の衰退が顕著であることから継続的な対策が必要

短期目標ごとの評価

(短期目標 I) 生物多様性の危機に対する緊急の取組の実施

(2)生息・生育環境の改善 達成(O) 3 ほぼ達成(Δ) 4 達成せず(X) 2 評価外 1

(2)生息・生育環境の改善

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
11 生息・生育保護区の指定	箇所	10	15	12	Δ	12(R4)
12 鳥獣保護区の面積	ha	100,966	100,966	99,692	Δ	99,692(R4)
13 生態系レッドデータブックの公表	—	—	5年ごとに公表	基礎情報を公表(H31)	Δ	—
14 ビオトープネットワーク構想の進捗	—	—	拠点をつなぐネットワークの骨格の概成	重要拠点16区域 生態回廊14河川	○	—
15 保全協定を締結した巨木の本数	本	261	400	433	○	561(R4)
16 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	%	74	90	59	×	67(R4)
17 里山整備協定林の数(累計)	箇所	14	40	—	—	—
18 ヨシ群落造成面積(累計)	ha	39.9	56	47.1	×	49.4(R4)
19 生活排水処理率	%	98.2	100	99	Δ	99.1(R3)
20 再生可能エネルギーの導入量	万kW	29.7	42.8	91.1	○	96.6(R3)

- 条例に基づき指定している希少野生動植物種の生息・生育地保護区は2箇所増加（ハマエンドウ）、法律に基づき指定している鳥獣保護区的面積はやや減少
- 生態系レッドデータブックの基礎となるものとして、滋賀県で大切にすべき植物群落を選定・公表
- 条例に定める長期構想として、ビオトープネットワーク構想を改定し、生物の移動回廊として重要となる河川を新たに4つ選定（余呉川、天野川、大同川、知内川）
- 巨樹巨木の保全協定を締結し、巨樹巨木を象徴とした奥山の自然林の保全を推進
- 除間伐を必要とする人工林の整備は、目標の達成に向けて引き続き事業の推進を継続
- ヨシ群落の造成面積は目標に達していないが、ヨシ群落自体の面積は概ね回復

短期目標ごとの評価

(短期目標Ⅱ) 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組

生態系サービスの持続可能な利用の取組 達成(○) 0 ほぼ達成(△) 2 達成せず(×) 1 評価外 1

生態系サービスの持続可能な利用の取組

地域資源の活用、地産地消の推進

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
21 県産材の素材生産量	m3	62,000	120,000	112,000	△	98,800(R4)

社会経済活動に生物多様性を組み込む取組

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
22 水稲における環境こだわり農産物栽培面積割合	%	39	50	44	△	45(R4)
23 しが生物多様性大賞の受賞団体(累計)	団体	4	25	2017で終了	—	—
24 生物多様性保全活動を評価・認証する制度	—	—	評価、認証制度の新設 (認証数500団体)	しが生物多様性取組認証制度 (2018年度新設) 累計63者	×	累計113者(R4)

[地域資源の活用]

- 県産材の利用促進については、ほぼ達成しており、引き続き、生産・流通・加工体制の整備等を推進

[社会経済活動への組み込み]

- 環境負荷を低減しながら生産される「環境こだわり米」の作付面積は目標をほぼ達成しており、オーガニック農業の拡大等も含めて、引き続き持続可能な農業に係る取組拡大を推進
- 生物多様性の保全活動に取り組む事業者を認証する制度を2018年度に新設し、認定を推進

短期目標ごとの評価

(短期目標Ⅲ) 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動の広まり

生物多様性に対する理解と行動の推進 達成(○) 1 ほぼ達成(△) 1 達成せず(×) 1 評価外 2

生物多様性に対する理解と行動の促進

県民の理解を促すための取組

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
25 生物多様性に対する認知度(言葉の意味を知っている人の割合)	%	20.9	50	44.5 (R1年度)	△	55.8(R5)
26 琵琶湖博物館来館者数	人/年	368,210	585,000	253,750	×	452,815 (R4)

人材育成とネットワークの構築

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
27 びわっこ大使育成人数(累計)	人	24	61	65	○	82(R4)
28 生物多様性保全活動支援センターによる連携・協力のあっせん件数(累計)	件	—	70	—	—	—
29 森林づくり活動を実践している市民団体等の数(累計)	団体	139	150	—	—	—

[県民の理解促進]

- 生物多様性に対する認知度は目標をほぼ達成
- 琵琶湖博物館の来館者数は、コロナ禍の影響もあり、達成せず

[人材育成]

- 湖国の環境の未来を担う次世代リーダーと位置づける「びわっこ大使」を継続的に実施し、目標達成



4 目指す姿

(1)2050年の目指す姿(長期目標)

自然と人とは共生する社会を実現する

- 現行戦略の理念や長期目標を継承する。琵琶湖とそれを取りまく自然の恵みを活かした日常の営みや取組を通じて育まれ、受け継がれてきた多様な文化や風土、環境意識の高さという強みを次世代に引き継ぐ。
- MLGsアジェンダで掲げる2050年頃のあるべき姿「活力ある営みのなかで琵琶湖と人とは共生する姿」に向けて、暮らしや社会経済活動を通じて生物多様性が保全され、それによって社会基盤が確保されることで、地域や社会課題の解決に活用可能な自然環境が維持されている。

(2)2030年までの短期目標

生物多様性の損失を止め、回復軌道にのせる(ネイチャーポジティブ:自然再興)

- 企業や地域等が主体となった保全地域(OECM)の拡大促進や、希少種の保護、外来種・鳥獣害対策などにより、滋賀の豊かで健全な生態系を保全・回復するとともに、その恵みを持続的に享受できる暮らしや多様な文化を将来に継承
- 相互に関係する気候変動対策や循環経済の取組とも軌を一にしつつ、自然環境や生物多様性を着実に保全するとともに、これらの積極的な活用を図ることで、更なる保全につなげる好循環を生み出す社会・経済活動を推進
 - マザーレイクゴールズ(MLGs)の達成に貢献



5 取組方針

2030年までの短期目標の実現に向けた取組方針

1 生態系の回復に向けた「保全」

- 生物多様性(①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝的多様性)を保全し、回復に向けて取り組む。

2 自然の恵みを持続的に享受していくための「活用」

- 自然の適切な活用により、その恵みや機能を保全し、持続的に享受することを可能にする。

3 生物多様性の視点を社会・経済活動に組み込んでいく「行動」

- 生物多様性の視点を社会・経済活動に組み込み、社会全体での理解を深め、一人一人の行動変容を促す。



6 行動計画

(1) 2030年までの短期目標の実現に向けて取り組むこと

○取組方針に基づき、施策、行動目標(アウトプット)、状態目標(アウトカム)を位置づけ

【イメージ】

取組方針	施策(例)	行動目標(アウトプット)	状態目標(アウトカム)
「保全」 生物多様性(①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝的多様性)の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> 希少種の生息地保護 外来種の駆除 OECM候補地の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 希少種保護面積の拡大 外来種の駆除量の増加 30by30より高みを目指す滋賀の目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> 希少種の個体数増加 外来種の減少 多主体による生物多様性の保全
「活用」 自然の適切な活用により、その恵みや機能を保全し、持続的に享受することを可能にする	<ul style="list-style-type: none"> グリーンインフラの推進 環境こだわり農業、森林整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域にあった防災・減災対策の実施 作付面積、森林整備面積の増加等 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対する地域の強靱化 琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）の継承
「行動」 生物多様性の視点を社会・経済活動に組み込み、社会全体での理解を深め、一人一人の行動変容を促す	<ul style="list-style-type: none"> 企業主体の保全活動促進 環境学習・体験の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保全地域の増加 活動参加者数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 民間による生物多様性保全への貢献の増大 環境意識の向上や行動変容

※30by30目標・・・2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

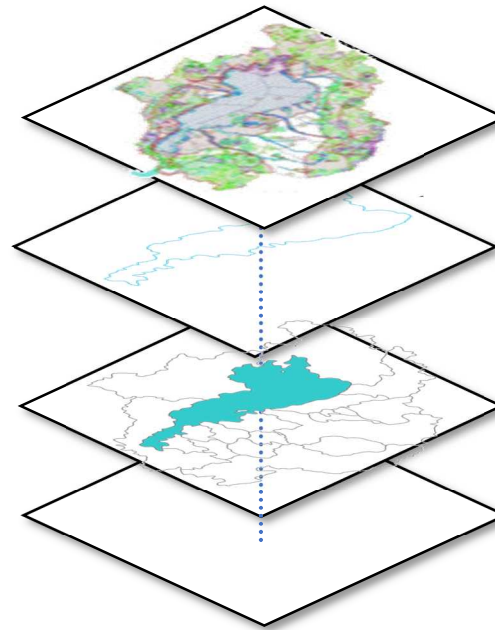
※OECM・・・法令による保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（例：企業緑地、社寺林等）

(2) 生物多様性情報の図示化

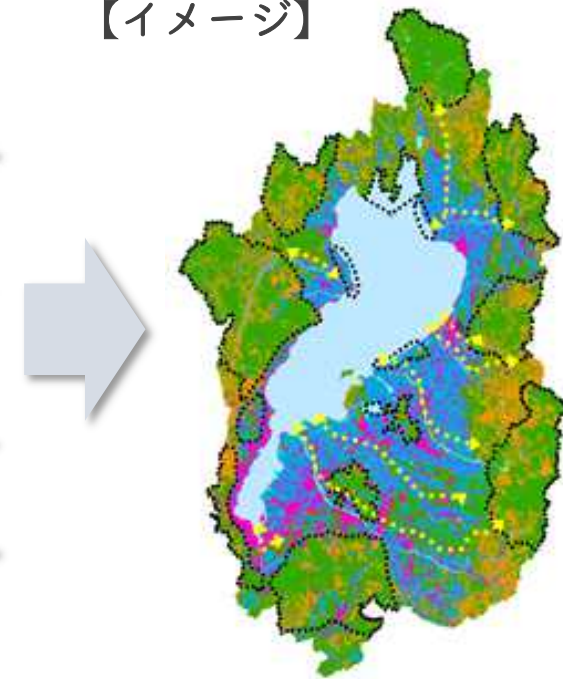
- 県内の自然の情報を整理し、重ね合わせることで、それぞれの場所での生物多様性に係る価値が見える化
- 30by30を超える目標の設定に活用
- 複数の特性・機能を有するなどの重要度を考慮し、多様な主体による各地域での保全の取組を推進

【図示する情報の例】

- ・ 生態系のタイプ
(琵琶湖、内湖、河川、河畔林、自然林、二次林、田畑等)
- ・ 生物多様性の特性・機能
(植生自然度、生きものの多さ、希少種の分布、生きものの移動経路、地域文化とのかかわり、炭素吸収量、雨水貯留機能等)



【イメージ】





7 各主体の役割・進め方

(1)各主体の役割

○各主体を生物多様性の「保全」、「活用」、「行動」の各段階における担い手として位置づけ、相互に連携

県民

- ・ 日常生活における生物多様性とのかかわりへの理解と行動、次世代への継承

団体

- ・ 環境保全の取組を実践、環境教育や地域活動を実施

事業者

- ・ 脱炭素、資源循環、生物多様性の3要素を踏まえた社会経済活動(企業価値の向上と持続可能な社会に向けた経営)を推進

行政

- ・ 国・県・市町が連携し、地域資源の保全、外来生物対策、鳥獣被害防止等を推進、多様な主体による活動を支援

教育機関

- ・ 環境教育の推進

研究機関

- ・ 生物多様性に関する調査や科学的知見の蓄積、提供

(2)進め方

○生物多様性の取組は、琵琶湖保全再生計画やMLGsの取組でもあることから、既存のプラットフォームも活用し、取組や課題を共有し、ともに進めていくことで、県全体のムーブメントにつなげていく。



スケジュール

工程	4～6月 論点整理	7～9月 骨子案	10～12月 素案、原案、パブコメ案	1～3月 最終案
専門家	環境審議会 (6/21諮問)	自然環境部会 (8/7)	自然環境部会（答申） (10月、11月)	
議会	常任委員会 (6/1)		常任委員会 (10月、11月、12月)	常任委員会
企業・地域	県政モニター アンケート		意見交換会①・②	県民政策コメント
庁内		骨子案の庁議（論議） (8月) 骨子案の庁内意見照会	素案の庁議（協議）（11月） 素案の庁内意見照会	最終案の庁議（報告） (3月) 庁内での 最終確認
市町			素案の市町意見照会	市町での 最終確認